

電解二酸化マンガンを対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンをでない旨の証明書の提出に関する省令の一部を改正する省令（案）参照条文

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）

（鋳工業産品等に対する特惠関税の適用の停止の特例等）

第八条の四 前条第一項の規定にかかわらず、平成十三年度から平成二十二年度までの各年度において、特惠受益国等を原産地とする特定鋳工業産品等のうち第八条の二第一項の規定の適用を受けることができるもの（以下この条において「特定特惠鋳工業産品等」という。）については、その輸入額又は輸入数量（以下この条において「輸入額等」という。）が、あらかじめ財務大臣が告示する額又は数量（以下この条において「限度額等」という。）を超えることとなつたときは、財務大臣は、その超えることとなつた特定特惠鋳工業産品等及びその超えることとなつた月を告示するものとし、当該月の翌月十五日の翌日から当該年度の末日までに輸入申告（同項の規定の適用を受けることができるものとされていた期間中に関税法第四十三条の三第一項（保税蔵置場に外国貨物を置くこととの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第八条の六第四項において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品に係るものを除くものとし、同法第七十六条第三項（郵便物を受け取つた旨の通知）の規定による通知を含む。）又は蔵入れ申請等がされるものについては、第八条の二第一項の規定は、適用しない。一の特恵受益国等を原産地とする一の特定特惠鋳工業産品等の各年度における輸入額等が、当該特定特惠鋳工業産品等に係る限度額等の五分の一を超えることとなつたときも、当該特惠受益国等を原産地とする当該特定特惠鋳工業産品等について、また同様とする。

2
4 （省 略）

電解二酸化マンガンを対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十年政令第百九十六号）（抄）

（課税物件）

第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に掲げる国を原産地とするものうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関税率法（以下「法」という。）第八条第一項の規定により、不当廉売関税を課する。ただし、特定貨物が別表に掲げる者により本邦へ輸出されたものであるときは、この限りでない。

- 一 法の別表第二八二〇・一〇号に掲げる二酸化マンガン（電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。第三条第一項において「電解二酸化マンガン」という。）
- 二 オーストラリア、スペイン、中華人民共和国又は南アフリカ共和国
- 三 平成二十年九月一日から平成二十五年八月三十一日までの期間

2及び3（省略）